

○経済産業省令第十五号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三日

経済産業大臣 武藤 容治

輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令（平成四年通商産業省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条 輸出貿易管理令別表第二の二一の三の項の 経済産業省令で定める貨物は、次に掲げるものと する。	第一条 輸出貿易管理令別表第二の二一の三の項の 経済産業省令で定める貨物は、次に掲げるものと する。

一〇八 (略)

九 エチル―二―メチル―三― (三・四―メチレンジオキシフェニル) オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

十〇十五 (略)

十六 一・一―ジメチルエチル―ピペリジン―四―オン―カルボキシラート及びその塩類

十七 一・一―ジメチルエチル―二―メチル―三― (三・四―メチレンジオキシフェニル) オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

十八・十九 (略)

二十 ピペリジン―四―オン及びその塩類

二十一―二十三 (略)

一〇八 (略)

(新設)

九〇十四 (略)

(新設)

(新設)

十五・十六 (略)

(新設)

十七―十九 (略)

二十四 ブチル¹||ニ―メチル―三―(三・四―メ

チレンジオキシフェニル)オキシラン―ニ―カ

ルボキシラート及びその塩類

二十五 プロピル²||ニ―メチル―三―(三・四―

メチレンジオキシフェニル)オキシラン―ニ―

カルボキシラート及びその塩類

二十六 (略)

二十七 一―メチルエチル||ニ―メチル―三―(

三・四―メチレンジオキシフェニル)オキシラ

ン―ニ―カルボキシラート及びその塩類

二十八 一―メチルプロピル||ニ―メチル―三―

(三・四―メチレンジオキシフェニル)オキシ

ラン―ニ―カルボキシラート及びその塩類

(新設)

(新設)

二十 (略)

(新設)

(新設)

二十九 二―メチルプロピル―二―メチル―三― (三・四―メチレンジオキシフェニル)オキシ ラン―二―カルボキシラート及びその塩類 三十―三十四 (略) 第二条 (略)	(新設) 二十一―二十五 (略) 第二条 (略)
--	---

附 則

この省令は、令和七年三月十七日から施行する。